

平成27年7月30日

相模原市発表資料

職員の処分について

職員の処分をいたしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員の公金の着服」に係る処分（管理監督責任）

南生活支援課の生活保護業務において、平成26年7月から平成27年3月までの間、元職員が架空の転居費用等の支給手続により約266万円の公金を着服した事案に伴う管理監督責任についての処分を行ったもの

項目	内	容
処分を受けた職員及び処分の内容	健康福祉局長	文書訓告
	福祉部長	文書訓告
	南生活支援課長	減給3か月 (給料月額の10分の1)
	元・南生活支援課担当課長	減給1か月 (給料月額の10分の1)
	元・南生活支援課総括副主幹	戒告
処分年月日	平成27年7月30日	

問い合わせ 職員課

電話 042-769-8213

平成27年7月30日

相模原市発表資料

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員の自転車の占有離脱物横領」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	中央区役所職員（43歳）
事案の概要	当該職員は、平成27年5月9日の午後6時半頃から午後11時半頃まで東京都内において、飲食店で飲酒をした後、路上に置いてあった無施錠の自転車に乗り走行していたところ、警察官に呼び止められた。その後、占有離脱物横領容疑で書類送検され、不起訴となったもの
処分の内容	停職2か月
処分年月日	平成27年7月30日

問い合わせ 職員課

電話 042-769-8213